

改正 平成26年6月30日原規総発第1406121号 原子力規制委員会委員長決定

原子力規制委員会行政文書管理規則（原規総発第120919003号）の一部を下記のとおり改正する。

平成26年6月30日

原子力規制委員会委員長

記

原子力規制委員会行政文書管理規則の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理規則を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

以上

原子力規制委員会行政文書管理規則の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案						現 行					
(集中管理の推進) 第 17 条 <u>原子力規制委員会における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。</u>						(集中管理の推進) 第 17 条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成 25 年度までに、原子力規制委員会における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>					
別表第 1 行政文書の保存期間基準						別表第 1 行政文書の保存期間基準					
事 項	業務の区分		当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	事 項	業務の区分		当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、 建議、提言 				②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言

			③ (略)		(略)			③ (略)		(略)	
		(2) ~ (7)	(略)		(略)			(2) ~ (7)	(略)	(略)	
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
3	政令の 制定又は改廃 及びその経緯	(1) 立案 の検 討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 	(1) 立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			②立案の検討に関する審 議会等文書（一の項イ）		(略)			②立案の検討に関する審 議会等文書（一の項イ）		(略)	
			③ (略)		(略)			③ (略)		(略)	
		(2) ~ (7)	(略)		(略)			(2) ~ (7)	(略)	(略)	
4	省令そ の他の 規則の 制定又は改廃 及びその経緯	(1) 立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言 	(1) 立案の 検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言
			②立案の検討に関する審 議会等文書（一の項イ）		(略)			②立案の検討に関する審 議会等文書（一の項 イ）		(略)	
			③ (略)		(略)			③ (略)		(略)	

		(2)～(5)	(略)		(略)			(2)～(5)	(略)		(略)
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3)	(略)	30年	(略)	5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)～(3)	(略)	30年	(略)
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1	①(略)		(略)			(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯(1	①(略)		(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、 建議、提言				②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
		③～⑤(略)	(略)		③～⑤(略)	(略)				(略)	

		の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)						の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)			
6	関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。この項	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関	①～③(略) ④会議の検討のための資料として提出された文書(六の項口)及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)の議事が記録された文書	10年	(略) ・配付資料 ・議事の記録	6	関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。こ	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関	①～③(略) ④会議の検討のための資料として提出された文書(六の項口)	10年	(略) ・配付資料 (新設)

	において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	への協議その他の重要な経緯	⑤ (略)		(略)		の項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	への協議その他の重要な経緯	⑤ (略)		(略)	
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
7	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	① (略) ② (略) ③ (略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議に議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口)	10年	(略) (略) (略) ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料		7	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	① (略) ② (略) ③ (略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議に議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口)	10年	(略) (略) (略) ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料

			⑤ (略)		(略)				⑤ (略)		(略)
8	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	8	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③～⑤ (略)		(略)				③～⑤ (略)		(略)
9	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料	9	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料

					<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 					<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	
			③～⑤（略）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 			③～⑤（略）		<ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング 	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
10	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第8号）第2条第8号の審査基準、同号ハの処分基	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 			(1)行政手続法（平成5年法律第8号）第2条第8号の審査基準、同号ハの処分基	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②～⑤（略）		（略）			②～⑤（略）		（略）	

		準、同 号二の 行政指 導指針 及び同 法第6 条の標 準的な 期間に 関する 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯					準、同 号二の 行政指 導指針 及び同 法第6 条の標 準的な 期間に 関する 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯				
		(2)～(4)	(略)	(略)	(略)		(2)～(4)	(略)	(略)	(略)	
		(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その	① (略)	裁決、 決定そ の他の 処分が される 日に係 る特定	(略)		(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その	① (略)	裁決、 決定そ の他の 処分が される 日に係 る特定	(略)	
			②審議会等文書（十四の 項口）		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見			②審議会等文書（十四の 項口）		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	
			③～④ (略)		(略)			③～④ (略)		(略)	

		他の重要な経緯		日以後 10年				他の重要な経緯		日以後 10年	
		(6)	(略)	訴訟が 終結す る日に 係る特 定日以 後10年	(略)			(6)	(略)	訴訟が 終結す る日に 係る特 定日以 後10年	(略)
11	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1) 行政手 続法第 2条第 8号口 の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、 同号二 の行政 指導指 針及び	①立案の検討に関する審 議会等文書（十の項） ②～⑤（略）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 (略)	11	法人の 権利義 務の得 喪及び その経 緯	(1) 行政手 続法第 2条第 8号口 の審査 基準、 同号ハ の処分 基準、 同号二 の行政 指導指 針及び	①立案の検討に関する 審議会等文書（十の項） ②～⑤（略）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 (略)

		同法第 6条の 標準的 な期間 に関する立案 の検討 その他 の重要な経緯					同法第 6条の 標準的 な期間 に関する立案 の検討 その他 の重要な経緯			
		(2)～(4)	(略)	(略)	(略)		(2)～(4)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①(略)	裁決、 決定そ の他の 処分が される 日に係 る特定 日以後 10年	(略)		(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①(略)	裁決、 決定そ の他の 処分が される 日に係 る特定 日以後 10年	(略)
	②審議会等文書(十四の 項口)		・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見	(略)		②審議会等文書(十四の 項口)		・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見		
	③～④(略)		(略)	(略)		③～④(略)		(略)		
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

職員の人事に関する事項					
12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
13	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯 (1)の項から12の項までに掲	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 中間報告、最終報告、 建議、提言
			②～⑤(略)		(略)

職員の人事に関する事項					
12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
13	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯 (1)の項から12の項までに掲	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申 中間報告、最終報告、 建議、提言
			②～⑤(略)		(略)

		げる もの を除 く。)									
		(2)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)		
14・15 (略)						14・15 (略)					
16	独立行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) その他の法律の規	① (略)	10年	(略)	16	独立行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) その他の法律の規	① (略)	10年	(略)
			②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・意見				②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・意見
			③・④ (略)		(略)				③・④ (略)		(略)

		定による 中期目標 の制定又 は変更に 関する立 案の検討 その他の 重要な経 緯						定による 中期目標 の制定又 は変更に 関する立 案の検討 その他の 重要な経 緯			
		(2)	(略)	(略)	(略)			(2)	(略)	(略)	(略)
17	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	17	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	10年	・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言

		13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥ (略)				13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥ (略)			
18	公共事業の実施に関する事	直轄事業として実施される公共事業	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録	18	公共事業の実施に関する事	直轄事業として実施される公共事業	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録

	項	の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	③～⑨（略）	以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 （略）		項	の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	③～⑨（略）	以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 （略）
19	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	19	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
20	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)	（略）	（略）	（略）	20	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)	（略）	（略）	（略）
		(2) 審議会等（1の項から19の項まで）	審議会等文書（二十九の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			(2) 審議会等（1の項から19の項まで）	審議会等文書（二十九の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言

		のを除く)	②・③ (略)		(略)			のを除く)	②～③ (略)		(略)
25	国際会議に関する事項	国際会議 (外国政府との交渉を含む。)に関する重要な経緯	①委員長、委員が出席した国際会議のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	30年	・発言要領 ・配付資料 ・議事の記録 ・合意文書	25	国際会議に関する事項	国際会議 (外国政府との交渉を含む。)に関する重要な経緯	①委員長、委員が出席した国際会議のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	30年	・発言要領 ・配付資料 ・議事概要・議事録 ・合意文書
			②重要な国際会議等 (イに掲げるものを除く。)に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	10年	・発言要領 ・配付資料 ・議事の記録 ・合意文書				②重要な国際会議等 (イに掲げるものを除く。)に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	10年	・発言要領 ・配付資料 ・議事概要・議事録 ・合意文書
26・27 (略)						26・27 (略)					

備考

一 (略)

二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。

三～五 (略)

備考

一 (略)

二 職員の人事に関する事項について、内閣府令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣府令、人事院規則の規定による。

三～五 (略)